

香取広域市町村圏事務組合消防事務決裁規程

平成18年3月27日

訓令第8号

改正 平成28年7月8日訓令第6号

令和4年10月12日訓令第7号

令和5年1月31日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、管理者の権限に属する事務を迅速に処理し、かつ、事務能率の向上を期し、内部的責任の範囲を明らかにするための事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者及び管理者の権限を委任された者並びに専決者（以下「決裁権者」という。）がその権限に属する事務の処理に関し最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 管理者の権限に属する事務のうち、この訓令に定められた範囲の事項について常時管理者に代わって最終的に意思を決定することをいう。
- (3) 代決 決裁権者が不在のとき、決裁権者に代わって最終的に意思を決定することをいう。
- (4) 不在 旅行又は傷病その他の理由により、決裁権者が決裁できない状態にあることをいう。
- (5) 消防長 香取広域市町村圏事務組合消防本部の組織等に関する規則（平成18年香取広域市町村圏事務組合規則第15号。以下「組織規則」という。）第3条第1項に規定する消防長をいう。
- (6) 次長 組織規則第3条第1項に規定する次長をいう。
- (7) 課長等 組織規則第2条規定する課の長及び香取広域市町村圏事務組合消防署の組織に関する規程（平成18年香取広域市町村圏事務組合訓令第5号。以下「組織規程」という。）第2条第1項に規定する署長及び同条第3項に規定する分署及び分遣所の長をいう。

(管理者の決裁事項及び専決事項)

第3条 管理者の決裁事項及び消防長以下の職員の共通専決事項は、別表のとおりとする。

(専決の制限)

第4条 専決者は、次の各号のいずれかに該当するときは、専決することができない。

- (1) 規定の解釈上疑義があると認められるもの
- (2) 異例に属し、又は重要な先例になると認められるもの
- (3) 紛議若しくは論争のあるもの又は将来その原因となるおそれがあると認められるもの
- (4) あらかじめその処理について上司の指示を受けたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事件が重要であり上司の決裁が必要と認められるもの

2 上位の職位にある職員は、直近下位の職位にある職員の専決の状況について、必要に応じて報告を求めることができる。

(窓口の専決)

第5条 課長等は、その専決事項のうち、窓口において直接処理を要する事項に限り、担当の職員をしてこれを処理させることができる。ただし、必要な指示を与えて十分にこれを監督しなければならない。

(類推による専決)

第6条 この訓令に定めのない事項であって、その内容が軽易に属し、かつ、専決事項に準ずると類推されるものは、あらかじめ上司の承認を得て専決することができる。

(専決の報告)

第7条 専決者は、所管に係る専決事項のうち、上司が指揮監督上の責任を果たすため了知しておく必要があると思われるものについて、専決の結果を報告するものとする。

(管理者の代決者)

第8条 管理者が不在のときは、副管理者がその事務を代決する。

2 管理者及び副管理者がともに不在のときは、消防長がその事務を代決する。

(消防長の代決者)

第9条 消防長が不在のときは次長がその事務を代決する。

2 消防長及び次長がともに不在のときは、総務課長がその事務を代決する。

(課長等の代決者)

第10条 課長等が不在のときは、それぞれ直近下位の職位にある主管の職員がその事務を代決する。

(代決の制限)

第11条 代決者は、次の各号のいずれかに該当するときは、代決することができない。

- (1) 事案の重要度及び緊急度を考慮して、緊急に実施する必要がないと認められる事項
- (2) 新たな計画に関する事項
- (3) あらかじめその処理について上司の指示を受けたもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事案について疑義があると認められる事項
(代決後の処理)

第12条 代決者は、施行後速やかに後閲を受けなければならない。ただし、あらかじめ指示された事項については、この限りでない。

(その他)

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成28年7月8日訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の香取広域市町村圏事務組合消防事務決裁規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条）

管理者決裁事項及び共通専決事項

1 一般

決裁（専決）事項	決裁（専決）区分		
	管理者	消防長	課長等
1 消防行政の総合企画、総合調整及び運営に関する基本方針の決定並びにその変更	○		
2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179号及び第180条の規定による専決処分	○		
3 事務の委任	○		
4 審査請求、訴訟、和解、あっせん、調停及び仲裁	○		
5 損害賠償	○		
6 公の施設の設置及び廃止	○		
7 表彰及び褒賞	○		
8 請願、陳情及び建議	重要	○	
9 許可、認可、承認、取消し等の行政処分	重要	○	
10 協議、進達、副申、上申及び内申	重要	○	
11 住民の要望事項の聴取及びその処理	重要	○	
12 基本方針の確立している消防行政の執行	重要	○	
13 事務の調整		課署	係、署所
14 定例的な訓、達及び指令		○	
15 定例的な通達、通知、催告、申請、願及び届	重要	○	輕易
16 定例的な照会、回答、報告及び依頼	重要	○	輕易
17 定例的な調査の実施			輕易
18 定期刊行物の発行		○	
19 行政資料の収集及び整備			○
20 所管事務に関する会議の招集		○	
21 定例的な各種行事の実施		○	
22 附属機関の運営		○	
23 公簿の閲覧許可、証明書及び手帳等の認証の交付		○	輕易
24 異例な事項の閲覧許可及び証明書の交付		○	
25 所管の施設、機械、車両等の使用管理			○
26 個人情報等の閲覧等、訂正、削除及び目的外利用等の中止の決定		○	
27 情報の公開、非公開の決定		○	

2 人事

決裁（専決）事項		決裁（専決）区分		
		管理者	消防長	課長等
1	職員採用試験の実施	○		
2	職員の任免	○		
3	臨時職員の任免	○		
4	職員の表彰、分限、懲戒、服務、身分、給与及び賠償の決定	○		
5	消防長の休暇の承認	○		
6	消防長の旅行命令及び復命	○		
7	職員の休暇（療養休暇を除く。）、欠勤、早退及び遅参の承認	消防長	課長、署長	所属職員
8	職員の療養休暇の承認	消防長	○	
9	職員の時間外勤務及び休日勤務命令	消防長	課長、署長	所属職員
10	職員の旅行命令及び復命	消防長	課長、署長	所属職員
11	職務専念義務の免除の承認	消防長	課長、署長	所属職員
12	営利企業等従事の許可	消防長	○	
13	専従許可及び有効期間の更新	○		
14	育児休業の許可及び期間の延長	消防長	○	
15	事故報告	重大	○	
16	職員の勤務時間の割振			○
17	職員の週休日の指定	消防長	課長、署長	所属職員
18	職員の休日の代休日の指定	消防長	課長、署長	所属職員
19	自家用自動車の公務使用承認		○	